保健福祉センターの利用状況

平成２４年１０月２６日　公共施設再配置推進課作成

１階

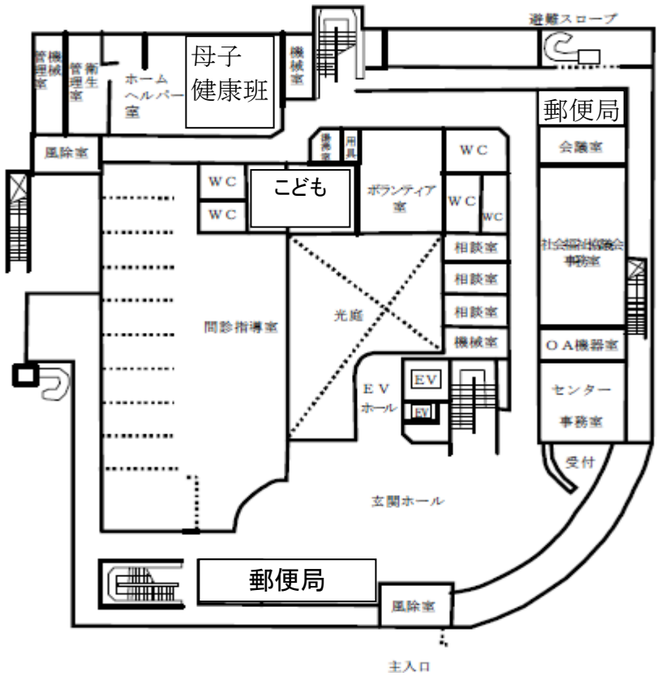

２階

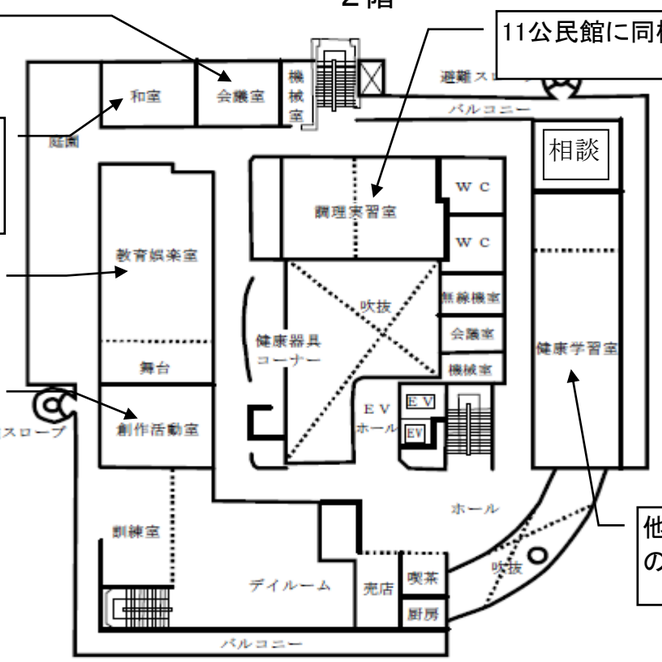

11公民館、曲松児童センターに同機能あり

11公民館、曲松児童センターに同機能あり。地階に厚生室(稼働率37%)もあり

他施設に同機能なし

上(19%)、北(30%)、鶴巻(17%)、渋沢(21%)、本町(36%)、南が丘(26%)、堀川公(35%)に同機能あり

11公民館に同機能あり

他施設に同機能はないが、大半が市の事業による利用

市民活動サポートセンター
現在は、こども館の56㎡を使用
登録団体数
れんきょう加盟68団体
（うち福祉・健康関連32団体）

３階

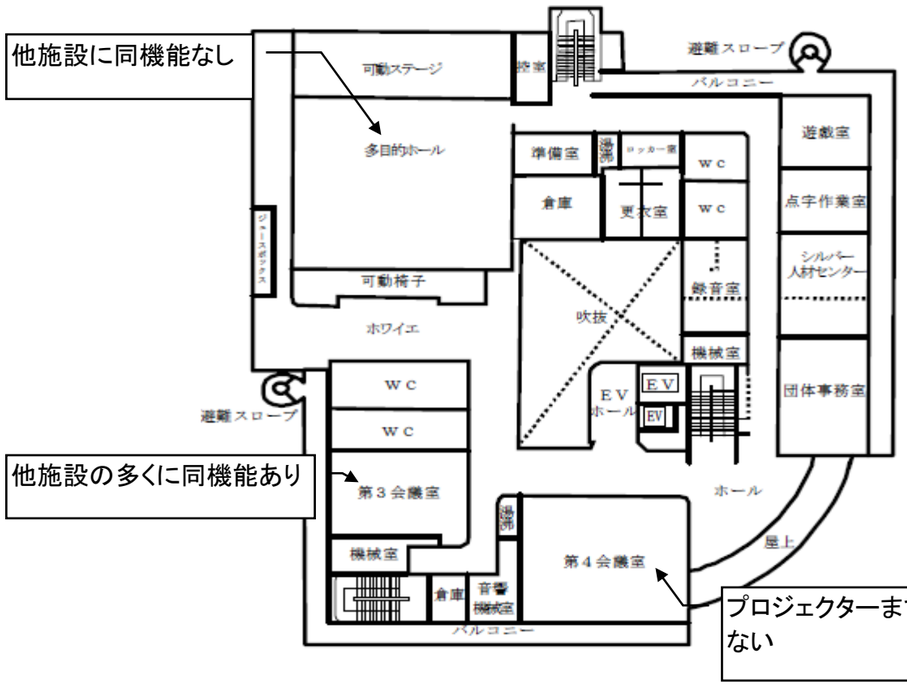

他施設に同機能なし

他施設の多くに同機能あり

プロジェクターまで備えた機能は少ない

４階

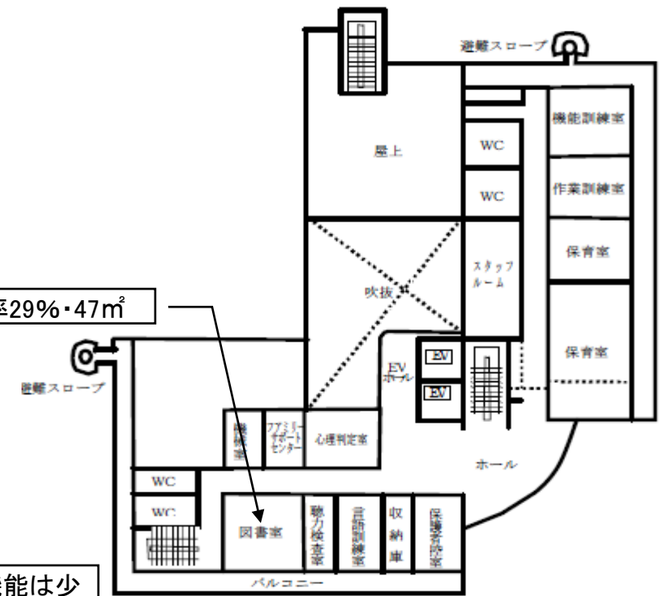

稼働率29%・47㎡

秦野市保健福祉センター条例(抜粋)
(設置)
第2条　高齢者及び障害児・者に対する在宅の保健福祉活動の積極的な展開並びに市民の保健の充実及び福祉の増進を目的とする総合的な施設として、秦野市保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を秦野市緑町16番3号に設置する。
(施設)
第3条　保健福祉センターの設置目的を達成するため、保健福祉センターに次に掲げる施設を置く。
(1)　高齢者の福祉の増進及び心身の健康保持のため、憩いの場、ふれあいの場、生きがいづくりや健康増進の場、レクリエーションの場等に使用することができる施設
(2)　障害児・者の福祉及びその療育を推進するため、日常生活訓練、社会適応訓練等の場に使用することができ、また、各種の相談等を行うことができる施設
(3)　福祉の増進及び健康づくりを図るため、高齢者、障害児・者等の軽運動の場に使用することができ、また、各種の催しに使用することができる施設
(4)　市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、機能訓練等各種の保健サービスを受けることができる施設
(5)　地域福祉及び在宅福祉の向上を図るため、地域福祉の支援活動並びにボランティアの育成及びその活動の拠点となる施設
(6)　市民の福祉の増進のため、福祉活動を支えるボランティア及び福祉団体の集い、研修及び活動の場に使用することができる施設